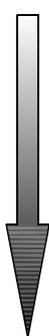


大学院教育の充実に係るこれまでの施策

- 平成15年12月から中央教育審議会大学分科会大学院部会において大学院の機能強化について審議を開始。平成17年6月13日の中央教育審議会中間報告を取りまとめ。
- 意見募集を実施し、その結果も踏まえ、さらに検討を重ね、平成17年9月5日の中央教育審議会答申を取りまとめ。

「新時代の大学院教育」（平成17年9月中央教育審議会答申）の概要

（経緯）



- 大学院の量的整備については、約10年間で在学者数が約2倍となるなど着実に進展
 大学院在学者数 122,360人（平成5年） → 254,483人（平成17年）
- 21世紀は「知識基盤社会」の時代であり、大学院は、学校教育の最高段階の教育研究活動を行う場として、我が国の人材養成の中核を担うことが必要
- 学生に対する教育と教員の研究活動が渾然一体となって実施され、学生に対する教育が研究室の中で完結するいわゆるタコソボ型研究指導では限界がある

国際的に魅力ある大学院教育の構築が図られることが極めて重要

① 大学院教育の実質化：教育の課程の組織的展開の強化

各大学院の課程の目的を明確化し、体系的な教育プログラムを編成・実践

〔実践〕

- ・ 各大学院の人材養成目的の明確化
- ・ 各大学院の教育の実質化の取組に対する国の支援
- ・ コースワークの充実・強化
- ・ 課程制大学院制度の趣旨に沿った博士の学位授与の確立
- ・ 教員の教育・研究指導能力の向上（FDの実施など）
- ・ 産業界、地域社会等との連携（インターンシップの実施など）
- ・ 学生、若手教員の学修・研究環境の改善と流動性の拡大 など

② 国際的な通用性、信頼性の向上

大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等

- 今後5年間程度の体系的・集中的な取組計画（大学院教育振興プラットフォーム（仮称））を策定（→ 大学院教育振興施策要綱）

「大学院教育振興施策要綱」（平成18年3月文部科学省）の概要

- 大学院教育の充実・強化のための5年間（平成18～22年度）の重点施策を明示し、体系的・集中的な施策展開を図ることにより、国際的に魅力ある大学院教育を実現

① 大学院教育の実質化（組織的展開の強化）

- 課程制大学院の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立
 - ・ 各課程ごとの人材養成目的の明確化と教育の実質化に向けた各大学院の優れた取組への支援
（「組織的な大学院教育改革推進プログラム」：平成21年度概算要求額90億円（平成20年度予算額51億円（「大学院教育改革支援プログラム」））
 - ・ 組織的な研修・研究（FD）の実施や成績評価基準の明確化など教員組織体制の見直し
 - ・ 講義と実習の組合せの促進など教育課程の編成の柔軟化
 - ・ 円滑な博士の学位授与の促進
- TA・RAの充実など学生に対する修学上の支援
- 研究スペースの確保など若手教員等の教育研究環境の改善
- 産学協同プログラムの開発やインターンシップの充実、社会人対象の博士短期在学コース創設の検討など産業界との連携の強化
- 各分野のバランスのとれた発展を図るため、人社系大学院を強化

② 国際的な通用性・信頼性（大学院教育の質の確保）の向上

- 専門分野別自己点検・評価の実施の促進や設置審査の改善など実効性ある大学院評価の取組の推進
- 国際化戦略の支援や高等教育の質保証に関する国際的な枠組みへの参加など国際貢献・交流活動の活性化

③ 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成

- 平成19年度からポスト「21世紀COEプログラム」を実施し、世界最高水準の卓越した教育研究拠点形成のため重点的支援（「グローバルCOEプログラム」：平成21年度要求345億円（平成20年度予算額340億円））

大学院教育の実質化に向けた大学院設置基準等の一部改正について

- 「新時代の大学院教育」（平成17年9月中央教育審議会答申）等を踏まえ、大学院設置基準等を平成18年3月31日に改正（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第11号））。（平成19年4月1日施行）
- 平成19年度以降は、各大学院において、研究科又は専攻ごとに人材養成に関する目的を学則等に定めることが求められるとともに、ファカルティ・ディベロップメントの実施や成績評価基準の明示等を実施。

（改正の概要）

- ・ 各大学院の人材養成に係る目的の明確化（研究科又は専攻ごとに学則や研究科規則などの適切な形式により定める）と公表【第1条の2】
- ・ 助教の数を専任教員数に算入【大学設置基準第13条】
- ・ 学科目制・講座制に関する規定を削除し、各大学が、教員の適切な役割分担と相互の連携体制を確保し、教育研究上の責任体制が明確になるよう教員組織を編成するものとする。【大学設置基準第7条2項】
- ・ 授業・研究指導の改善のための組織的な研修・研究（ファカルティ・ディベロップメント（FD））の実施【第14条の3】
- ・ 成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施【第14条の2】
- ・ 博士課程と修士課程の研究指導教員を兼ねうる場合の明確化【第9条2項】
- ・ 講義、演習、実験等二以上の方法を併用する授業科目の単位の考え方の明確化【第12条の2】
- ・ 修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し【第16条】